

関係各位

令和3年4月12日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

令和3年4月12日以降の業務体制について（お知らせ）

日頃より、当機構の運営にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年4月12日（月）、政府の決定により東京都23区等に対して、新型インフルエンザ等対策特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が適用されました。

当機構では、下記のとおり4月12日（月）以降も引き続き、在宅勤務を積極的に活用した業務体制をとることといたします。

つきましては、当機構の担当者あてに電話連絡を頂いても、担当者が在宅勤務の場合には、直ちに対応できない可能性がございますので、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

実施期間：令和3年4月12日（月）からまん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間

対象：機構全職員（一部職員を除く）

緊急連絡先：kiko-daihyo@ndf.go.jp（機構代表）